

公示番号	内 共 第 20 号											
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="403 315 710 367">漁業の種類</th> <th data-bbox="710 315 970 367">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 315 1501 367">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="403 367 710 501" rowspan="3">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="710 367 970 418">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 367 1501 418">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 418 970 501">やまめ 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="970 418 1501 501">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 501 970 546">いわな 漁業</td> <td data-bbox="970 501 1501 546">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期										
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで										
	やまめ 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで										
	いわな 漁業	1月 1日から 12月31日まで										
2 漁場の位置	羽咋郡宝達志水町、かほく市及び河北郡津幡町地先											
3 漁場の区域	次の基点第46号の1と基点第46号の2とを結んだ直線から上流の大海川本流の区域並びに野寺川、一の又川、木の窪川及び瓜生川の区域											
	基点第46号の1 大海川海浜橋下流右端から下流200メートルに設置した標柱											
	基点第46号の2 大海川海浜橋下流左端から下流200メートルに設置した標柱											
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで											
関係地区	羽咋郡宝達志水町（合併前の羽咋郡押水町に限る。）、かほく市（合併前の河北郡高松町に限る。）及び河北郡津幡町											